武蔵野市地域における要支援動物の相談支援体制の構築モデル 事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主が健康上の理由等で動物を飼い続けることが困難となった場合に、必要な相談及び支援を受けられる体制の構築をモデル的に実施することにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、地域生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とする。

(対象動物)

第2条 この要綱において、支援の対象となる動物は、愛護動物(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条に規定する愛護動物をいう。)のうち、市長が別に定めるものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、事業の対象となる者(以下「対象者」という。)が 健康上の理由等で前条に規定する対象動物を飼い続けることが困難となった場合に、当該動物の健康及び安全を保持するため、当該動物を保護 してから新しい飼い主に譲渡するまでの期間に、当該動物を適切に預か る等の支援を行うものとする。

(実施主体)

- 第4条 武蔵野市地域における要支援動物の相談支援体制の構築モデル事業 (以下「事業」という。)の実施主体は、武蔵野市(以下「市」とい う。)とし、次に掲げる要件を全て満たす者に委託して実施する。
 - (1) 事業を的確に実施できると市長が認める者
 - (2) 第2条に規定する対象動物を保護する事業について実績が確認できる者
 - (3) 第2条に規定する対象動物の飼い主に対する福祉的支援の必要性について理解を有する者

(対象者)

- 第5条 対象者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに 該当する者とする。
 - (1) 市民税非課税世帯に属する者
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に 属する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に認める者 (申請)
- 第6条 事業による支援を希望する対象者は、直接又は支援関係者(当該対

象者に公的な支援その他これに準ずる支援を行う者をいう。以下同じ。) がいる場合は当該支援関係者を通じて、あらかじめ電話等により環境部 環境政策課に当該支援を希望する旨を連絡したうえで、武蔵野市地域に おける要支援動物の相談支援体制の構築モデル事業利用申請書(第1号 様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の意思が確認できない場合かつ当該対象者の親族と連絡がつかない場合は、支援関係者が当該対象者に代わって前項の規定による申請ができるものとする。

(決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 当該審査の結果、事業の実施の可否を決定し、武蔵野市地域における要 支援動物の相談支援体制の構築モデル事業利用(決定・却下)通知書 (第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第8条 市長は、前条の規定により事業の実施を決定したときは、速やかに、 当該実施について受託者(市が第4条の規定により委託をした者をい う。)に依頼するものとする。

(費用負担)

第9条 事業の実施にあたり、第7条の規定により事業の実施の決定を受け た者(以下「利用者」という。)の費用負担は、無料とする。

(事業実施上の留意点)

第10条 事業の実施に携わる者は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮 するとともに、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。この場合に おいて、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。